

# 在宅障がい者への各種助成

担当 障がい福祉課

☎046(252)7978  
FAX046(252)7043

市では、在宅の身体・知的・精神障がい者の日常生活を手助けするために、次の助成制度の申請を受け付けます。

## 福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券

○対象 座間市に住民登録があり、次のいずれかに該当する在宅の方

- 身体障がい者（視覚障がい者、肢体不自由で上肢2級のみを除く身体障害者手帳1・2級または内部障害の身体障害者手帳1級）
- 知的障がい者（療育手帳A1・A2または知能指数35以下）
- 指定難病罹患者または小児慢性特定疾病罹患者

○交付枚数 申請月から平成32年3月までの月数×千円（500円券2枚）

○申請方法 本人または代理人が身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費指定難病）医療受給証小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかと印を直接担当へ

## 理髪出張券・美容助成券

外出が困難な障がい者が自宅で理容・美容サービスを受ける場合などの費用の一部を次の通り助成します。

○対象 座間市に住民登録があり、身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）および知的障がい者（療育手帳A1・A2または知能指数35以下）で次のいずれかに該当する在宅の方

- ①65歳未満で障がいによる寝たきりの方
- ②平成30年度（平成29年分）の市民税非課税世帯の方

※生活保護受給者は支給対象外です。

○助成内容 ①出張券（5700円×4枚）②助成券（2千円×6枚）

○申請方法 5月31日（金）までに、本人または代理人が身体障害者手帳または療育手帳、印を直接担当へ

## 精神障がい者への助成

市では、バス回数券、福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券、福祉タクシー利用券のいずれかを次の通り交付します。

○対象 座間市に住民登録があり、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）の両方を持つ在宅の方

○支給するもの ▽1級Ⅱバス回数券、福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券のいずれか一つ▽2・3級Ⅱバス回数券、福祉タクシー利用券のいずれか一つ

※身体・知的障がい者で福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券の対象でもある方は、それらも含めていずれか一つの選択になります。

○交付枚数 ▽福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券、福祉タクシー利用券Ⅱ申請月から平成32年3月までの月数×千円（500円券2枚）▽バス回数券Ⅱ申請月から平成32年3月までの月数×1冊（千円分）

○申請方法 本人または代理人が精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）、印を直接担当へ

# ひとり親家庭や障がい児のための手当

担当 子ども育成課

☎046(252)7201  
FAX046(255)5080

## 児童扶養手当

○対象 離婚や死亡（公的年金受給者は除く）、遺棄などによって父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭など

○申込方法 直接担当へ

## 特別児童扶養手当

○対象 知的障がいまたは身体障がいの状態にある児童を養育している父

○支給額（月額） ▽児童

○申請方法 4月1日現在で1年以上市内に在住し、施設に入所していない65歳未満（昭和29年4月2日以降生まれ）の方で次

○申込方法 直接担当へ

※いずれも支給要件と所得制限があります。

○対象 離婚や死亡（公的年金受給者は除く）、遺棄などによって父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭など

○申込方法 直接担当へ

○対象 知的障がいまたは身体障がいの状態にある児童を養育している父

○支給額（月額） ▽児童

○申請方法 4月1日現在で1年以上市内に在住し、施設に入所していない65歳未満（昭和29年4月2日以降生まれ）の方で次

○申込方法 7月31日（水）までに本人または代理人が各種障害者手帳、印、預金通帳を直接担当へ

○対象 4月1日現在で1年以上市内に在住し、施設に入所していない65歳未満（昭和29年4月2日以降生まれ）の方で次

○対象 知的障がいまたは身体障がいの状態にある児童を養育している父

○支給額（月額） ▽児童

○申請方法 7月31日（水）までに本人または代理人が各種障害者手帳、印、預金通帳を直接担当へ

# 心身障害者手当

担当 障がい福祉課

☎046(252)7978  
FAX046(252)7043

市では、心身障がい者へ手当を支給しています。

○対象 4月1日現在で1年以上市内に在住し、施設に入所していない65歳未満（昭和29年4月2日以降生まれ）の方で次

○申込方法 7月31日（水）までに本人または代理人が各種障害者手帳、印、預金通帳を直接担当へ

○対象 4月1日現在で1年以上市内に在住し、施設に入所していない65歳未満（昭和29年4月2日以降生まれ）の方で次

○対象 知的障がいまたは身体障がいの状態にある児童を養育している父

○支給額（月額） ▽児童

○申請方法 7月31日（水）までに本人または代理人が各種障害者手帳、印、預金通帳を直接担当へ

### 相模の大地を望む緑の公園墓地

宗旨・宗派不問

おかげさまで 大好評 受付中

1.0㎡ 施工例

お手頃価格 墓地使用料 墓石工事代

# 95万円<sup>税別</sup>より

年間管理料（別途）が安心価格の2,160円

墓参がより身近に、より便利になりました。 圏央道全線開通

交通のご案内

圏央道「相模原愛川IC」より約12分!  
「相模原IC」より約15分!  
「圏央厚木IC」より約17分!

相模メモリアルパーク

カーナビ搭載の車の場合は 046-281-0419（管理事務所）と入力してください。

（一財）神奈川県教育福祉振興会指定 （一財）神奈川県教育会館指定  
（一財）神奈川県厚生福利振興会指定 神奈川県市町村職員共済組合指定  
許可/平成5年7月30日 認可/神奈川県指環衛 第131号

〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増109-2  
石材センター 営業時間 8:30~17:00（水曜定休）